

基盤の整備に努めること。

【上記の内容の要点】

厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

2. 医療の提供に関する事項

我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、信頼関係を構築し、また、治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

【上記の内容の要点】

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請

周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。

3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。

【上記の内容の要点】

センターが都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、ネットワークの中心として高度先駆的医療の普及及び医療の標準化等適切な機能を果たすよう、要請

情報発信にあたっては、国内外の成育医療に関する知見を収集及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

【上記の内容の要点】

患者やその家族、国民が正確な成育医療の情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請

5. 国への政策提言に関する事項

医療政策をより強固な科学的根拠に基づいたものにするため、及び医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

【上記の内容の要点】

硬直的な組織運営とならないよう、弾力的な組織の改廃を要請

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
- ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化
- ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

【上記の内容の要点】

効率的な運営のための手法を具体的な項目をあげ、要請

2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。

推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。

特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

【上記の内容の要点】

契約について具体的に例示しながら、内部統制の適切な構築を要請

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

1. 自己収入の増加に関する事項

成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債（長期借入金）の残高が運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

【上記の内容の要点】

経営者の視点に立って、中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等、健全な運営に努めることを要請

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

【上記の内容の要点】

人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとられない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請

3. その他の事項

中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう

に努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

【上記の内容の要点】

国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請

(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。

こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。

このため、センターは、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

【上記の内容の要点】

主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化することを要請

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 成育疾患の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

② 成育疾患の実態把握

我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発の推進が求められている。

この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。

【上記の内容の要点】

新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定

（２）均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。

成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった

教育・研修方法の開発を推進する。

② 情報発信手法の開発

成育医療に関する正しい理解の促進のため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。

【上記の内容の要点】

成育医療に対する正しい理解の促進のため、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究、系統だった教育・研修方法の開発、医療従事者及び患者・国民への啓発の単なる情報発信のみならず、効果的な手法の研究を推進するよう要請

独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標（案）

前文	64
第1 中期目標の期間	65
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	65
1. 研究・開発に関する事項	65
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	65
(2) 病院における研究・開発の推進	66
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	66
2. 医療の提供に関する事項	66
3. 人材育成に関する事項	67
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	67
5. 国への政策提言に関する事項	67
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	67
第3 業務運営の効率化に関する事項	68
1. 効率的な業務運営に関する事項	68
2. 電子化の推進	68
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	68
第4 財務内容の改善に関する事項	69
1. 自己収入の増加に関する事項	69
2. 資産及び負債の管理に関する事項	69
第5 その他業務運営に関する重要事項	69
1. 施設・設備整備に関する事項	69
2. 人事の最適化に関する事項	69
3. その他の事項	70
(別紙) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	71
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	71
2. 具体的方針	71
(1) 疾病に着目した研究	71
(2) 均てん化に着目した研究	72

独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 22 年 月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

前文

我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していかなくてはならない。

独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、平成 16 年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。

急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。

また、「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」（以下、「新成長戦略」という。）においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会の構築を目指すこととされている。

センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たす

ことが求められている。

【上記の内容の要点】

「新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）」にある「すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会」の構築を目指し、研究・開発や人材育成に関し、国際水準の成果を生み出すことを要請

第 1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。

第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

【上記の内容の要点】

「独立行政法人ガバナンス検討チーム」においても指摘されている、風通しの悪さや組織の縦割りの払拭を要請

② 「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」（平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携

【上記の内容の要点】

国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進するよう、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請

③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備

④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進

(2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

【上記の内容の要点】

厳格な倫理審査や、患者への十分な説明等高い倫理性、透明性をもって治験等臨床研究を行うよう要請

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

2. 医療の提供に関する事項

我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）」に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者自身が治療の選択の自己決定を行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

【上記の内容の要点】

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を要請

認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連